秋田県公安委員会告示第144号

警備員等の検定等に関する規則(平成17年国家公安委員会規則第20号)第2条の表の5の項の上欄の規定により、秋田県公安委員会が認める交通誘導警備業務は、次の表の左欄に掲げる路線に応じ、同表の右欄に掲げる区間において行うものとし、平成19年4月1日から施行する。

平成18年10月6日

秋田県公安委員会委員長 大 渕 宏 道

	路	線	区間
1	国道7号線		秋田県にかほ市象潟町小砂川字川崎地内から大館市字長走下内沢地 内までの秋田県全域
2	国道13号線		秋田県湯沢市上院内矢ごめ沢国有林82林班地内から秋田市川尻町字 大川反233番7先の国道7号線との交点まで
3	国道46号線		秋田県仙北市田沢湖生保内字生保内地内から大仙市協和境字岸館74番5先の国道13号線との交点まで
4	国道101号線		秋田県山本郡八峰町八森字大間18番2地先から秋田市金足岩瀬字小 川瀬31-1地先の国道7号線との交点まで
5	国道103号線		秋田県鹿角郡小坂町十和田湖休平24番2地先から大館市立花字上立 花180番1先の国道7号線との交点まで
6	国道105号線		秋田県由利本荘市井戸尻23番11先の国道7号線との交点から北秋田 市綴子字大堤397番1先の国道7号線との交点まで
7	国道107号線		秋田県横手市山内黒沢字上ノ山13番5から由利本荘市一番堰159番1 地先の国道105号線との交点まで
8	国道108号線		秋田県湯沢市秋ノ宮字役内山国有林45林班い小班地内から由利本荘 市一番堰146番1先の国道105号線との交点まで
9	国道282号線		秋田県鹿角市八幡平字才田18番1地先から鹿角郡小坂町小坂字古遠 部沢国有林9林班ち小班地内まで
10	国道285号線		秋田県潟上市飯田川飯塚字古開92番5先の国道7号線との交点から 大館市中山字流田108番7地先の国道103号線との交点まで
11	国道398号線		秋田県湯沢市皆瀬字小安奥山国有林43林班へ小班地内から由利本荘 市東由利舘合字壇の下10番3先の国道107号線との交点まで

12	県道大館十和田湖線	秋田県大館市大館51番3地先の国道7号線との交点から鹿角市十和 田大湯字大湯国有林47林班の小班地内の国道103号線との交点まで
13	県道湯沢雄物川大曲線	秋田県湯沢市沖鶴69番5先国道398号線との交点から大仙市戸蒔字谷 地85番1先の国道13号線との交点まで
14	県道鷹巣川井堂川線	秋田県北秋田市綴子字田中大道下43番1地先の国道7号線との交点 から北秋田郡上小阿仁村堂川字下川原19番2地先の国道285号線との 交点まで
15	県道大曲大森羽後線	秋田県大仙市若竹町320番先の国道105号線との交点から雄勝郡羽後 町新町字新町19番4地先の国道398号線との交点まで
16	県道秋田北インター線	秋田県秋田市上新城中字南波掛29番2先から秋田市外旭川字三千刈 50番1先の主要地方道秋田天王線との交点まで